

仙台市事業所用太陽光発電システム導入支援補助金交付要綱

(令和４年８月１０日環境局長決裁)

(趣旨)

第１条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱及び仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（令和元年仙台市条例１２号。以下「条例」という。）第４条第１項の規定に基づき、仙台市域における地球温暖化対策等を推進するため、中小企業者等が太陽光発電システムを導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和５５年仙台市規則第３０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第１１条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第１１条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) 太陽電池モジュール 太陽光エネルギーを直接電気エネルギーに変換するパネルをいう。
- (4) 太陽電池アレイ 直並列接続された太陽電池モジュールを機械的、電氣的に架台に取り付けた太陽電池群をいう。
- (5) パワーコンディショナー 太陽電池モジュール又は太陽電池アレイから発生する直流電力を最大限引き出すように制御するとともに交流電力に変換する装置をいう。
- (6) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール又は太陽電池アレイ、パワーコンディショナーその他これらに付随する設備で構成される設備をいう。
- (7) 太陽光発電システムの出力 キロワット（kW）を単位とし、太陽電池モジュール又は太陽電池アレイの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方の値をいう。なお、小数点以下を切り捨てた値とする。
- (8) 購入 需要家が太陽光発電システムを割賦契約によらず所有することをいう。
- (9) リース事業者 太陽光発電システムの貸渡しを業とする者をいう。
- (10) ファイナンスリース リース事業者と需要家（貸借人）が結ぶ賃貸借契約において、契約期間中の中途解約が原則禁止されており、リース事業者が賃貸借契約に要した資金のほぼ全額を貸借人がリース料金として支払うものをいう。
- (11) オンサイト PPA 電力販売契約とも言い、発電事業者が需要家の敷地内に太陽光発電システムを発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理した上で、太陽光発

電システムから発電された電力を需要家に供給し、需要家がサービス料金を支払うものをいう。

(12) PPA 事業者 需要家に対してオンサイト PPA により電力を供給する事業者をいう。

(13) 処分制限期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第一から別表第八までに定める耐用年数のことをいう。

（補助対象設備の要件）

第 3 条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第 1 に定める要件を満たすものとする。

（補助金の交付対象者）

第 4 条 この補助金の交付を受けることができる者は、別表第 2 に定める要件を満たす者とする。

（市税の滞納がないことの確認等）

第 5 条 別表第 2 第 1 項第 5 号、第 6 号（申請者がリース事業者又は PPA 事業者の場合を除く。）、第 2 項第 5 号及び第 3 項第 5 号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。但し、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合は、この限りでない。なお、市内に事務所を有しない法人及びその他の租税については、主たる事務所の所在地の市税及びその他の租税の滞納がないことの誓約書をもって確認する。

2 申請者がリース事業者又は PPA 事業者の場合、別表第 2 第 1 項第 5 号及び第 6 号に規定する要件は、市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）により確認するものとする。

（市税の取扱い）

第 6 条 別表第 2 第 1 項第 5 号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 319 条第 1 項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例（昭和 40 年仙台市条例第 1 号）第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）及び事業所税とする。

2 別表第 2 第 1 項第 6 号、第 2 項第 5 号及び第 3 項第 5 号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助対象事業)

第7条 この補助金の交付対象となる事業は、市内の事業所等に補助対象設備を導入する事業であって、次の要件に適合するものとする。

- (1) 別表第2第1項第3号の事業者温室効果ガス削減計画書に基づき補助対象設備を導入する事業であること
- (2) 事業実施による二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できること
- (3) 補助対象設備が未使用品であること
- (4) 補助対象設備について国が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと
- (5) 補助対象設備について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと
- (6) 事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること
- (7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと
- (8) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと
- (9) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）
- (10) 事業実施により需要家の敷地内に導入する太陽光発電システムで発電して消費する電力量を、当該太陽光発電システムで発電する電力量の50%以上とすること

(補助対象経費)

第8条 補助対象経費は、補助事業を実施するために必要な経費であって、別表第3に掲げるものとする。

2 前項の経費においては、次の各号のとおりとする。

- (1) 宮城県その他の団体から補助金を交付される場合は、当該補助金相当額を補助対象経費から控除する。
- (2) 交付予定額を処分制限期間の累計二酸化炭素削減量で除した費用効率性が25万円／t-CO₂を超える部分については、補助対象経費から除外する。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、別表第4に定めるとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第10条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表第5に定める関係書類を添えて、補助事業に着手する前かつ補助事業を実施する年度の12月24日までに、市長に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

第11条 市長は、申請を受理してから30日以内に補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、交付の決定については補助金交付決定通知書（様式第10号）により、不交付の決定については補助金不交付決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(交付の条件)

第12条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。ただし、補助対象設備を変更する場合を除く。

(1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの

(2) 補助事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの

2 規則第5条第1項の規定による変更の申請は、補助金事業変更承認申請書（様式第12号）により行うものとする。ただし、補助事業計画の変更に伴う補助金交付決定額の増額は、これを認めない。

3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の承認の申請は、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第13号）により行うものとする。

4 前2項の申請に対する承認は、補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第14号）により行うものとする。この場合において、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

5 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、補助事業者に対し、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過する日までに補助金交付申請取下書（様式第15号）により行うものとする。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した補助金事業実績報告書（様式第16号）に別表第6に定める関係書類を添えて、補助事業を実施す

る年度の1月末日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（様式第20号）により行うものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講ずべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、第15条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第15条に規定する補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第21号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(事業者温室効果ガス削減報告書の提出)

第18条 補助金の交付を受けた者は、条例第10条に定める計画期間内において、事業者温室効果ガス削減報告書を提出しなければならない。

(手続代行者)

第19条 この要綱による補助を受けて補助対象設備を設置しようとする者は、この要綱に定める申請手続きについて、補助対象設備を販売又は設置する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの第10条、第12条、第13条及び第14条の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。また、この手続きの代行を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他関係法令に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができる。

(決定の取消し)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、補助事業者に対し、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した次の財産について市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(1) 太陽光発電システム

2 規則第20条ただし書きに規定する財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。

(1) 処分制限期間を経過した場合

3 補助事業者は、処分制限期間で定める補助対象設備の耐用年数の期間内に規則第20条第1項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ補助金財産処分承認申請書(様式第22号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

5 補助事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

6 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると思込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(契約解除の制限)

第23条 補助事業者は、ファイナンスリース又はオンサイト PPA に係る契約を解除しよ

うとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは理由を記載した補助金契約解除承認申請書（様式第23号）を、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受け、第1項の承認をしようとするときは、当該申請をした補助事業者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

（立入検査等）

- 第24条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

- 第25条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から減価償却の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数が経過するまでの期間保存しておかなければならない。

（アンケート調査等への協力）

- 第26条 補助事業者は、市長が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等並びに太陽光発電システム等の普及促進を図るために市長が実施する取組に協力するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について公表することができる。

（委任）

- 第27条 この要綱の実施に関し必要な事項は、脱炭素都市推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月10日から実施する。

附 則（令和5年4月7日改正）

この要綱は、令和5年4月10日から実施する。

附 則（令和6年3月27日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和6年6月3日改正）

この要綱は、令和6年6月3日から実施する。

附 則（令和7年3月27日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1 補助対象設備の要件（第3条関係）

区分	補助要件
太陽光発電システム	(1) 太陽光発電システムは、地絡検知機能を有していること (2) 太陽電池モジュールが、国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FC S制度に加盟する海外認証機関又はIECEE-CB認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること (3) 太陽光発電システムを構築する設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。 (4) 太陽光発電システムが故障した場合に、オンサイト PPA 又はファイナンスリース契約期間中は事業者により、速やかに交換又は修理が行われるものであること（購入の場合を除く）。 (5) 太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が付加されていること。また、太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。ただし、太陽光発電システムが原因の場合は、設備のメーカーが補償する取り決めになっているか、取付工事が原因の場合は施工業者が保険会社等の一般的な保険商品等に加入していればこの限りではない。

別表第2 補助金の交付対象者（第4条関係）

項 区分	内容
1 購入	補助金の交付対象者は、以下の各号の要件を満たす需要家とする。 (1) 中小企業基本法（昭和31年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業者により構成された事業協同組合若しくは協業組合、医療法人、社会福祉法人、学校法人（以下「中小企業者等」という。）又は現在事業を営んでいない個人であってこれから事業を開始しようとする者（以下「新規創業者」という。）であること (2) 市内に事業所、工場、店舗等（以下「事業所等」という。）を設置している、又は新たに設置しようとする者であること (3) 条例第10条第1項又は第15条第1項の規定に基づく事業者温室効果ガス削減計画書を市長へ提出していること (4) 新規創業者の場合にあつては、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定による本市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受けていること (5) 個人事業主又は新規創業者の場合にあつては、本市の市税（個人の市税に加え、個人事業主の場合は事業主として納付すべき市税を含む）を滞納していないこと (6) 法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと (7) 暴力団等と関係を有していないこと (8) 同一年度内において本要綱による申請を行っていないこと
2 ファイナンスリース	補助金の交付対象者は、以下の各号の要件を満たすリース事業者とし、需要家（賃借人）については上記購入の各号の要件を満たす者とする。 (1) 法人その他の団体（市町村及び一部事務組合を除く）であること (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと

	(3) 仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと (4) 「仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）」別表に掲げる要件に該当する者でないこと (5) 市税その他の租税を滞納していないこと ※市内に事務所を有しない法人については、主たる事務所の所在地の市税に読み替える (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続きでないこと (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続き中でないこと (8) リース事業者は補助金が交付された場合、補助金相当分が貸借人に対するリース料金から控除されるものであること (9) リース事業者は補助事業により導入した太陽光発電システムについて処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること (10) リース事業者はリース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること
3 オンサイト PPA	補助金の交付対象者は、以下の各号の要件を満たす PPA 事業者とし、需要家については上記購入の各号の要件を満たす者とする。 (1) 法人その他の団体（市町村及び一部事務組合を除く）であること (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと (3) 仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと (4) 「仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）」別表に掲げる要件に該当する者でないこと

	(5) 市税その他の租税を滞納していないこと ※市内に事務所を有しない法人については、主たる事務所の所在地の市税に読み替える (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと (8) PPA 事業者が補助金が交付された場合、補助金相当分が必要家に対するサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が宮城県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金相当分の4/5とすることができる） (9) PPA 事業者は補助事業により導入した太陽光発電システムについて処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること
--	--

別表第3 補助対象経費（第8条関係）

経費の区分	内容
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費（自己によるものは除く。）
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入に要する経費（自己によるものは除く。また、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）
工事費	補助対象事業の実施に必要な据付け等に要する経費や既存設備の撤去、配管、配電等の工事に要する経費（自己によるものは除く。また、廃棄処分に係る経費は除く。）

備考 消費税及び地方消費税相当額は、含まないものとする。

別表第4 補助金の額（第9条関係）

区分	補助金の額
太陽光発電システム	出力に1kWあたり5万円を乗じて得た額 補助上限：250万円 但し、補助対象経費に対して補助金の額が上回らないこと

別表第5 補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類（第10条関係）

項番	添付する書類の名称	備考	購入	リース ※1	PPA ※2
1 申請に係る添付する書類					
1	事業計画書	様式第2号	○	○	○
2	補助対象経費等計算書	様式第2号別紙1	○	○	○
3	収支予算書	様式第3号	○	○	○
4	見積書の写し		○	○	○
2 需要家に係る添付する書類					
1	(個人事業主の場合) 開業等届出書及び住民票	・法人にあっては履歴事項全部証明書（原本） ・交付日が交付申請書の提出前3か月以内のもの	○	○	○
	(法人の場合) 法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)				
	(新規創業者の場合) 住民票				
2	事業所等の所有者を示す登記事項証明書（全部事項証明書）及び申請者の他に所有者がいる場合は賃貸契約書の写し	全部事項証明書（交付日が交付申請書の提出前3か月以内のもの）	○	○	○
3	賃貸契約であって、賃貸契約書に記載された契約期間が補助対象設備の処分制限期間に満たない場合、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書	任意様式	※3	※3	※3
4	申請者の他に所有者がいる場合は、すべての所有者から補助事業に係る同意書	様式第4号	※3	※3	※3
5	暴力団員に該当しないことの誓約書	様式第5号	○	○	○
6	補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類		○	○	○
7	補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真等	様式第6号	○	○	○

8	単線結線図		○	○	○
9	対象施設の年間消費電力量の根拠資料		○	○	○
10	初年度における年間推定発電量の根拠資料		○	○	○
11	市税の滞納がないことの証明書	交付日が交付申請書の提出前 30 日以内のもの	※3	○	○
12	(新規創業者の場合) 特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書の写し		※3	※3	※3
3-1 ファイナンスリースに係る（リース事業者に関して）添付する書類					
1	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	交付日が交付申請書の提出前 3 か月以内のもの	—	○	—
2	誓約書	様式第 7 号	—	○	—
3	市税の滞納がないことの証明書	交付日が交付申請書の提出前 30 日以内のもの		※3	
4	リース料金の算定根拠明細書	様式第 8 号	—	○	—
5	処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類		—	○	—
6	(リース期間が処分制限期間よりも短い場合) 所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保する書類		—	○	—
3-2 オンサイト PPA に係る（PPA 事業者に関して）添付する書類					
1	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	交付日が交付申請書の提出前 3 か月以内のもの	—	—	○
2	誓約書	様式第 7 号	—	—	○
3	市税の滞納がないことの証明書	交付日が交付申請書の提出前 30 日以内のもの			※3
4	サービス料金の算定根拠明細書	様式第 9 号	—	—	○
5	処分制限期間満了まで継続的に		—	—	○

	使用するために必要な措置等を 証明できる書類				
4	申請に係る添付する書類				
1	その他市長が必要と認める書類		※3	※3	※3

※1 ファイナンスリースの場合

※2 オンサイト PPA の場合

※3 必要に応じて提出すること

別表第6 実績報告書（様式第16号）に添付する書類（第14条関係）

項番	添付する書類の名称	備考	購入	リース ※1	PPA ※2
1 実績報告に係る添付する書類					
1	事業結果報告書	様式第17号	○	○	○
2	実績額等計算書	様式第17号別紙1	○	○	○
3	収支決算書	様式第18号	○	○	○
4	補助対象経費の支払いを証する書類の写し		○	○	○
5	補助事業に係る工事請負契約書の写し		○	○	○
6	補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真等	様式第19号	○	○	○
7	本市以外の補助金を併用している場合は、当該補助金の交付決定・確定通知などの写し		○	○	○
8	FIT制度の認定又はFIP制度の認定を受けていないことが分かる書類	需給契約確認書等で「逆潮流なし」等であることが分かる書類	○	○	○
9	（中小企業者等であって、新たに設置する事業所等に補助対象設備を導入する場合） 事業所等の設置を確認できる書類	事業所開設案内の広告等	※3	※3	※3
10	（新規創業者の場合） 開業を確認できる書類	開業等届出書や事業所開設案内の広告等	※3	※3	※3
2-1 ファイナンスリースに係る（リース事業者に関して）添付する書類					
1	ファイナンスリース契約書の写し		—	○	—
2-2 オンサイト PPA に係る（PPA 事業者に関して）添付する書類					
1	オンサイト PPA 契約書の写し		—	—	○
3 実績報告に係る添付する書類					
1	その他市長が必要と認める書類		※3	※3	※3

※1 ファイナンスリースの場合

※2 オンサイト PPA の場合

※3 必要に応じて提出すること